

労働時間の大原則 週40時間まで、1日は8時間まで

1 働く時間のきまり(法定労働時間 労働基準法 第32条)

■ 働く時間のきまり (法定労働時間)

- 1日につき**8時間以内** 1週間につき**40時間以内**

所定労働時間

「労働者と会社との間で交わされた契約の中で定められた労働時間」のこと
所定労働時間を6～7時間と短く設定している会社もあります

法定労働時間

「法定」とある通り、労働基準法32条で定められた労働時間のこと、原則1日8時間、週40時間の上限を守る

2 法定労働時間を超えて労働者を働かせるきまり 労働基準法 第36条

- 法定労働時間を超えて働かせる場合は、「**時間外労働・休日労働に関する協定**」を労働者の過半数を代表するものと締結し労働基準監督署に提出することが必要 一般的に**36協定(サブロク協定)**と呼ばれています

36協定によって延長できる労働時間は、

原則として 月 45時間 年間360時間